懲戒処分の公表（令和８年 11 月 19 日）

総務部人事課長

地方公務員法第２９条第１項により、下記のとおり懲戒処分を行ったので、「職員の懲戒処分等の公表に関する基準」に基づき、公表します。

記

１　減給

（１）　被処分者　　市長事務部局の課長級職員　58 歳　男性

（２）　処分内容　　懲戒処分　減給 10 分の１（１月）

（３）　処分年月日　　令和８年 11 月 19 日

（４）　事実の概要

当該職員は、令和８年４月３日（金）14 時 35 分頃、公務中に第二みちのく有料道路を三沢方面から八戸方面へ走行中、ハンドル操作を誤り中央分離帯ワイヤーに接触し、その後後続車が当該職員の運転する車両に追突する事故を発生させ、事故の相手方に対する損害賠償に加え、公用車を破損したことにより市に著しく大きな損害を与えたものであります。

このことは、地方公務員法第 33 条に規定する「信用失墜行為の禁止」に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない行為であり、今後このようなことのないよう強く自覚と反省を求めるため、減給処分としたものであります。

２　戒告

（１）　被処分者　　市長事務部局の主査級職員　41 歳　男性

（２）　処分内容　　懲戒処分　戒告

（３）　処分年月日　　令和８年 11 月 19 日

（４）　事実の概要

当該職員は、令和８年７月 23 日（木）12 時 20 分頃、公務中に

八戸市中居林の道路を走行中、対向車が来たため民家側に寄せて停車、発車の際に民家敷地内のカーポートに接触し、カーポートを破損する事故を発生させ、事故の相手方に対する損害賠償により市に著しい損害を与えたものであります。

　このことは、地方公務員法第 33 条に規定する「信用失墜行為の禁止」に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない行為であり、今後このようなことのないよう強く自覚と反省を求めるため、戒告としたものであります。